

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度が平成 12 年度からスタートし、在宅サービスの利用が急速に拡大するなど、介護保険制度はこれまで家族が担っていた高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。

その一方で、介護給付費が年々増加し、従来の制度のままではさらなる給付費の増加に伴う介護保険料の大幅な上昇が見込まれ、制度の持続可能性が課題となりました。また、2015（平成 27）年には団塊の世代が高齢期に到達し、高齢化がピークを迎えること、それに伴う要介護者の急増や増加する認知症高齢者へのケアなど、新しい課題への対応が求められました。

そのような状況を受け、「明るく活力のある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」を基本視点として、介護予防や地域におけるケア体制の整備、サービスの質の確保・向上等の推進を図るため、平成 18 年度に介護保険制度の見直しが行われました。

以上のような制度改正が行われるなか、糸満市においても、高齢化の進行や要介護認定者の増加、高齢者独居世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、またニーズも多様化してきています。

糸満市では、「生きがいに満ちた 健やかな長寿 みどりの都市（まち）」を基本理念とした、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 3 期）を平成 18 年 3 月に策定し、介護予防や地域ケアの整備を目指し事業展開を進めてまいりましたが、地域において高齢者が“生きがいに満ちた”生活を送るためには、介護予防の普及、生きがいづくりや地域の見守り活動のより一層の推進が必要となっています。

このたびの計画の見直しにおいては、前計画の事業実施状況を点検し、今後の事業や施策の充実、日常生活圏域の見直しによる事業展開の強化と地域福祉の向上を掲げているほか、市が目指す姿を「高齢者の福祉と介護“暮らしの木”」というかたちにあらわし、地域づくり（木を育てることを）を推進するという、新たな展開も掲げています。

今後おとずれる超高齢社会を見据えつつ、地域の福祉の力をつけることを根幹として、高齢者の暮らしを支えていくことを目指して、計画の見直しを行っています。

2 . 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(参考：介護保険法より)

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 . 計画の位置づけ

本計画は、「第 3 次系満市総合計画（後期基本計画）」を上位計画とし、「系満市第 2 次障害者計画」「系満市次世代育成支援対策行動計画」「健康いとまん 2 1 」「系満市特定健康診査等実施計画」といった、保健・福祉に関連する各種計画と調和を保つものです。

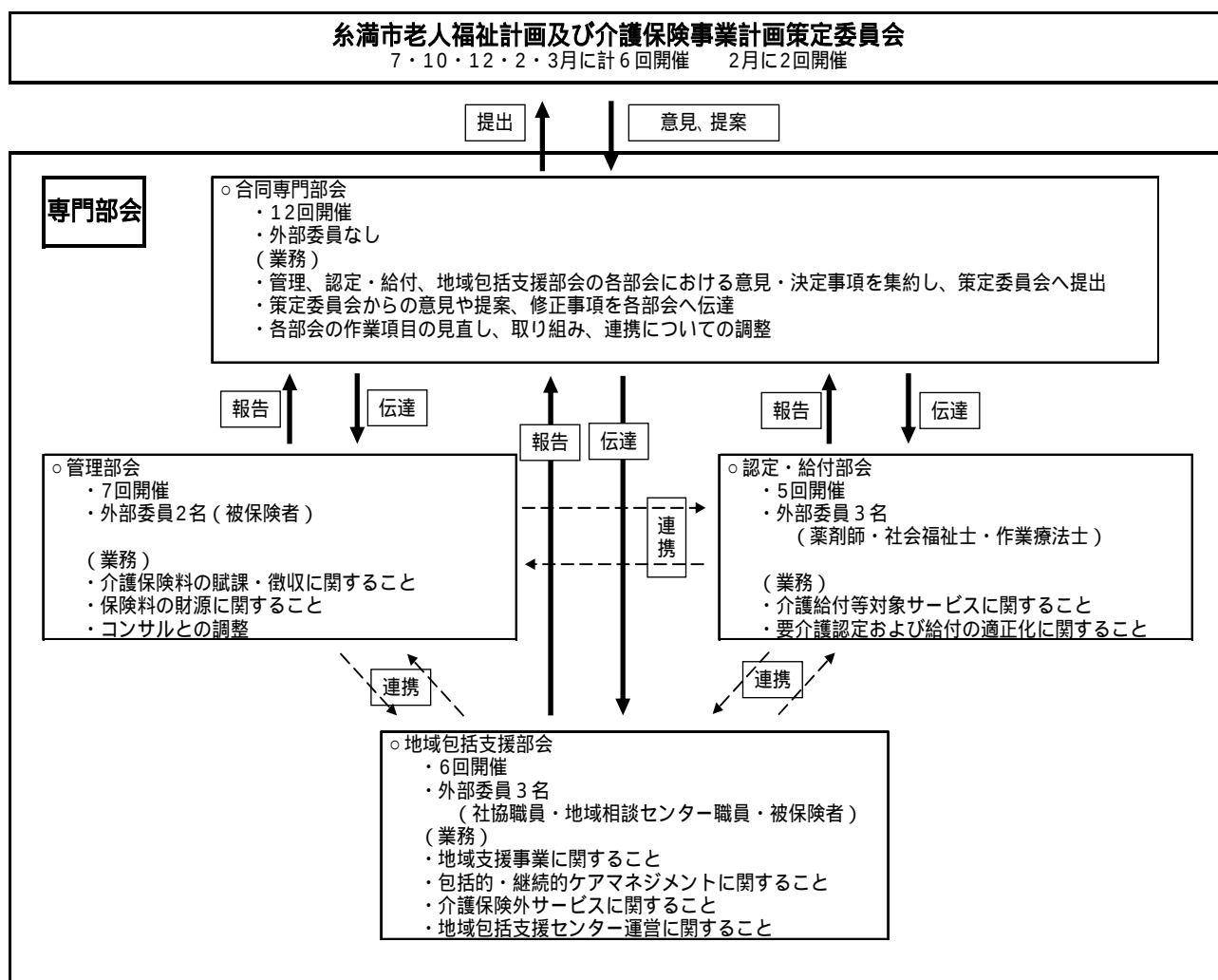
また、県の高齢者福祉計画や介護保険事業支援計画、地域ケア体制整備構想等の関連する計画との整合性を図って策定しています。

4 . 計画の策定体制

(1)策定委員会と専門部会

本計画の策定に関する検討及び審議は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者等により構成される「糸満市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」にて、行われました。

また、専門的事項を調査審議するために、4つの専門部会（ 管理部会、 認定・給付部会、 地域包括支援部会、 合同部会）を設置し、具体的な協議を行いました。



(2)アンケート調査の実施

計画策定を進めるにあたり、市の高齢者の生活状況や要望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

調査の種類

調査は２種類。

- 要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者への調査（「一般調査」として実施）
- 要介護認定を受けており、デイサービスやヘルパー等の居宅サービスを利用している 65 歳以上高齢者への調査（「居宅サービス利用者調査」として実施）

調査対象の抽出方法、調査票配布件数

- 一般調査
 - ・ 市内在中の 65 歳以上の方を住民基本台帳より日常生活圏域別に無作為抽出
 - ・ 抽出した 460 件に調査票を配布
- 居宅サービス利用者調査
 - ・ 介護保険の居宅サービス利用者を日常生活圏域別に無作為抽出
 - ・ 抽出した 360 件に調査票を配布

調査の方法

- 一般調査、居宅サービス利用者調査ともに、民生委員による直接配布・回収。
- 調査対象者が直接調査票に記入するか、本人が記入できない場合は家族、または民生委員等の聞き取りにより実施。

調査基準日

- 一般調査、居宅サービス利用者調査ともに、平成 20 年 9 月 1 日。

調査期間

- 一般調査、居宅サービス利用者調査ともに、9 月 1 日～9 月 15 日頃の期間で実施。

5 . 計画の期間

本計画は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 ヶ年計画として策定しています。